

第6期草津市障害福祉計画
第2期草津市障害児福祉計画（案）

作品（絵）を挿入予定

令和〇年〇月

草津市

<目次>

(ページ数は製本段階で調整)

第1章：計画の概要

1. 位置づけ等
2. サービス等の体系
3. 成果目標と活動指標

第2章：計画の数値目標

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援体制の強化
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
8. 日常生活を支えるサービスの確保等

第3章：サービスの見込量と確保策

1. 障害者総合支援法によるサービス
2. 児童福祉法によるサービス
3. 法定外・無認可等のサービス

第4章：計画の推進

1章：計画の概要

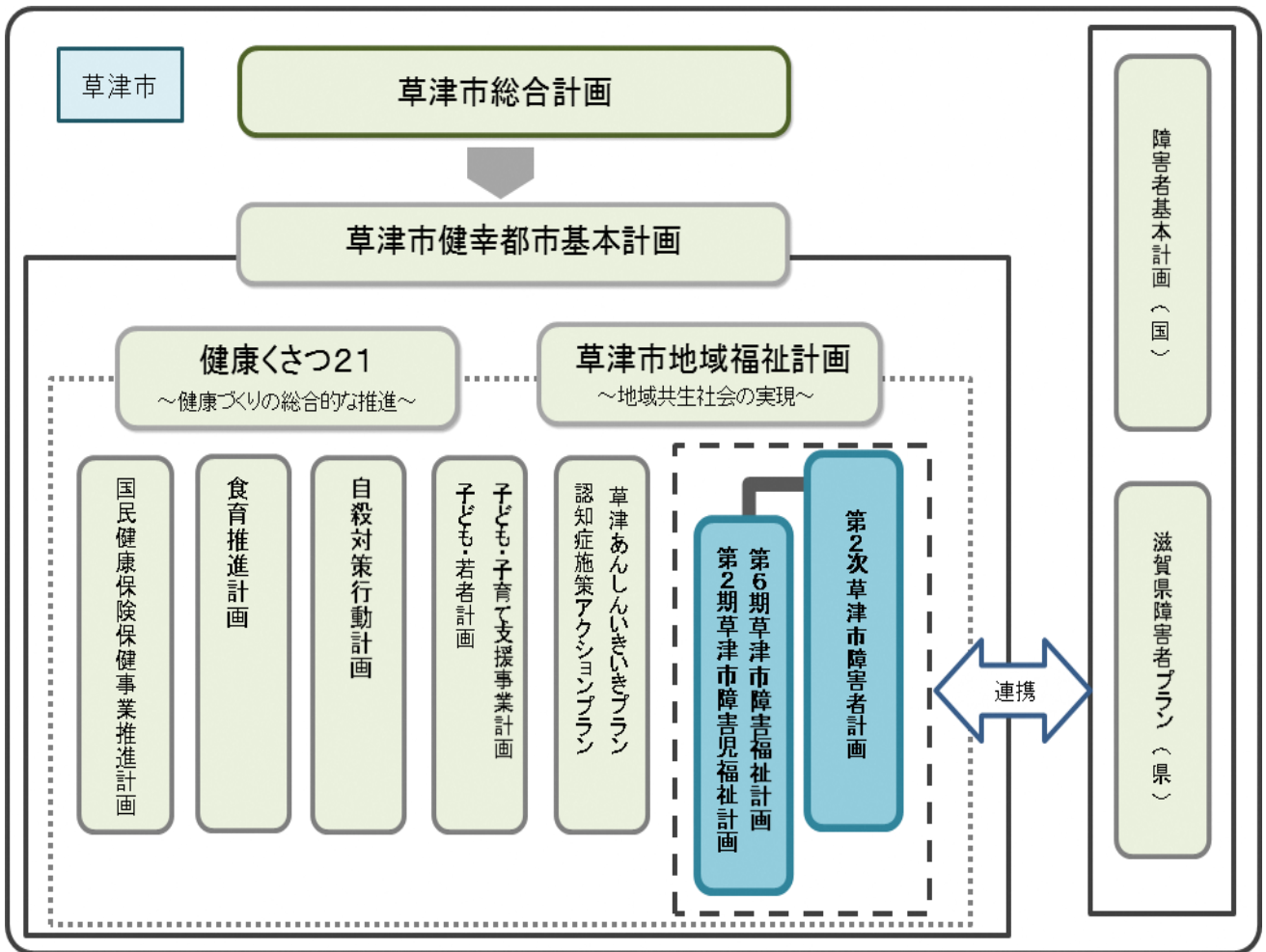
1. 位置づけ等

本計画は、3年を1期として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供に係る数値目標とその確保策を示す計画です。

(1) 計画の位置づけ

- 「草津市障害福祉計画」は、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す「草津市障害者計画」のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定します。



(2) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間とします。

	年 度																			
	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5		
障害者計画	第1次										第2次									
	(前期)					(後期)														
障害福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期									
障害児福祉計画											第1期		第2期							

2. サービス等の体系

(1) 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法のサービスは、障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）およびサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

(2) 児童福祉法によるサービス

児童福祉法のサービスは、障害のある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

(3) 法定外のサービス

法定外のサービスは、滋賀県独自の事業として、「社会的事業所」「滋賀型地域活動支援センター」といったサービスがあります。

<障害者総合支援法>

草津市

自立支援給付

介護給付

- <訪問系サービス>
- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

<日中活動系サービス>

- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護

<居住支援系サービス>

- 施設入所支援

相談支援

- 計画相談支援(サービス利用)
- 育成医療
- 精神通院医療(実施主体は県)

訓練等給付

<日中活動系サービス>

- 自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)
- 就労定着支援

<居住支援系サービス>

- 共同生活援助(グループホーム)
- 自立生活援助

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療(実施主体は県)

補装具

<児童福祉法>

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

地域生活支援事業

【必須事業】

- 理解促進研修・啓発事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 相談支援事業(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業)
- 意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 地域活動支援センター

【任意事業】

- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業(障害者スポーツ大会事業、点字・声の広報等発行事業)等

支援

【県の地域生活支援事業】

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 等

滋賀県

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

【法定外(県独自事業)】

- ・社会的事業所
- ・滋賀型地域活動支援センター

滋賀県

草津市

■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係表

第2次草津市障害者計画			第6期草津市障害福祉計画 ・第2期草津市障害児福祉計画 対応するサービス等
目標	施策	施策を構成する主な事業	
1. すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	1. 障害と障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進事務	理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業
	2. 権利擁護と虐待の防止	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業
2. いのちと健康を守ることができる	3. 疾病等の予防と早期発見・早期対応	育児等健康支援事業	
	4. 精神保健対策の強化	障害者福祉センター管理運営事業	
	5. 保健・医療の充実	自立支援医療給付事業	
3. 安心して日常生活が出来る	6. 相談体制の強化	計画相談支援給付事業	計画相談支援
		地域相談支援給付事業	地域移行支援、地域定着支援
		障害者福祉センター管理運営事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
		地域生活支援事業	地域活動支援センター事業
		発達支援センター運営事業	障害児相談支援
	7. 日常生活支援の充実	訪問系サービス給付事業	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
		日中活動系サービス給付事業	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所
		地域生活支援事業	意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業
	8. 住まいの確保	居住系サービス給付事業	自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
	9. 家族等への支援の充実	24時間対応型利用制度支援事業	
	10. 経済的負担の軽減	特別障害者手当等給付事業	
11. 制度の維持と適正運用	社会的事業所運営補助事業等	社会的事業所・滋賀型地域活動支援センター	
4. ともに育ち、学び、遊び、輝ける	12. 発達支援の充実	発達支援センター運営事業	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置
		障害児通所給付事業	医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
	13. 就学前教育・保育の充実	障害児通所給付事業	児童発達支援、保育所等訪問支援
	14. 学校教育の充実	特別支援教育推進事業	
	15. 放課後児童対策の充実	障害児通所給付事業	放課後等デイサービス
	16. 文化・スポーツ活動等の促進	社会参加促進事業	社会参加促進事業（障害者スポーツ大会事業）
	17. 就労支援と雇用環境整備の促進	日中活動系サービス給付事業	就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援
5. 地域共生社会づくりが進んでいる	18. 情報発信の充実	人にやさしい広報作成事業	社会参加促進事業（点字・声の広報等発行事業）
	19. 地域福祉活動の促進	孤立化防止対策事業	孤立化防止対策事業
	20. バリアフリー化の推進と移動の確保	バリアフリー基本構想推進事業	

※「第2次草津市障害者計画」の施策を構成する事業のうち、サービスに関する事業のみ掲載しています。

3. 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行をはじめとする以下の8つの項目について、数値目標等を掲げて、その着実な推進・達成を図ります。

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援体制の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 8 日常生活を支えるサービスの確保等

基本指針で示された成果目標や市独自の成果目標と、それを達成するための障害福祉サービス等の活動指標の関係は次のページのとおりです。成果目標の設定については第2章で、また、それぞれの活動指標については第3章で、個別のサービス等の見込量を示すことと併せて設定しています。

成果目標 → 第2章

活動指標 → 第3章

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

- 訪問系サービス（居宅介護）の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- 精神病床における早期退院率

- 訪問系サービス（居宅介護）の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

3 地域生活支援体制の充実

- 地域生活支援拠点の整備
- 基幹相談支援センターの設置
- 施設整備等の促進
- 孤立化防止の推進

- 地域生活支援拠点の実施箇所数、地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の会議回数
- 地域生活支援事業の実施数、実利用者数、利用件数等
- 法定外のサービスの利用者数、利用日数等
- 計画相談支援の利用者数
- 基幹相談支援センターの市内相談支援事業所への専門的な指導・助言数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労定着支援の利用者数の増加
- 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- 就労定着支援事業所の就労定着率

成果目標 → 第2章

活動指標 → 第3章

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置・コーディネーターの設置

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

6 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの機能強化
- 圏域内の相談支援事業所の体制強化
- 地域自立支援協議会の活用

- 基幹相談支援センターの市内相談支援事業所への専門的な指導・助言数
- 市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催件数
- 市内相談支援事業所の件数
- 相談支援事業所の計画相談利用者数
- 地域自立支援協議会の開催回数

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等に係る研修の活用
- 障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有
- 指導監査結果の関係市町村との共有

- 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員参加者数
- 自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や県と共有する回数
- 県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する回数

8 日常生活を支えるサービスの確保等

- 基幹相談支援センターの設置
- 生活介護のサービス量の確保
- グループホームの整備等の促進
- 医療的ケアの必要な児童への支援の充実

- 計画相談支援の利用者数、相談支援事業所の箇所数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数

第2章：計画の数値目標等

本市では、国の基本指針や、本市のサービス等の実績とこれまでの地域生活移行等の実績などを踏まえて、各項目の数値目標等を次のとおり設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・ 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点施設入所者数から1.6%以上削減

市の成果目標

- 令和元年度末時点において福祉施設に入所している者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。
- また、令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します。

項目	数値	内容
令和元年度末時点の入所者数（A）	44 人	○ 令和元年度末の施設入所者数
退所者数（B）	3 人	○ 令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等へ移行した者等の数
新規入所者（C）	2 人	○ 令和5年度末時点のグループホーム等での対応が困難な者等の数
令和5年度入所者数（D） =（A-B+C）	43 人	○ 令和5年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数（E）=（B）	3 人 6.8 %	○ 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 （割合については地域生活移行者数（E）を入所者数（A）で除したもの）
【目標値】 削減見込（A-D）	1 人 2.3 %	○ 差引減少見込み数（割合については削減見込人数を入所者数（A）で除したもの）

<考え方>

- ・ 地域生活への移行に関して、その対象者を県内施設において長期の入所が常態化している者とするため、第1～5期計画と同様に、県外施設やむれやま荘等の（旧）身体障害者更生施設に入所している者は含んでいません。したがって、令和元年度末時点の対象施設の入所者数44人を基に、目標値を設定しています。
- ・ 国の基本指針を踏まえ、地域生活移行者数については、施設入所者の高齢化や障害の重度化等の理由により厳しい状況であるため、3人（6.8%）を目標とします。また、施設入所者の削減については、グループホーム等での対応が困難な者等の入所希望を踏まえ、1人（2.3%）を目指します。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・ 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数
- ・ 令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
- ・ 入院後3か月時点の退院率については69%以上
- ・ 入院後6か月時点の退院率については86%以上
- ・ 入院後1年時点の退院率については92%以上

県の成果目標

- 精神障害のある人の地域生活を支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値においては、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされています。

市の成果目標

- 精神障害のある人の地域生活への移行を着実に推進するための目標は、滋賀県の目標に沿うものとします。

3. 地域生活支援体制の充実

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行う

市の成果目標

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、基幹相談支援センターの設置等、地域のニーズに則した機能を有する地域生活支援拠点を整備し、その機能強化を図ります。また、それらに付随するショートステイや共同生活援助といった施設整備等の促進を図ります。さらに、市の独自事業として、高齢者と障害のある人で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう孤立化防止対策事業を行います。

① 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

- ・ 当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。
- ・ 地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末における地域生活支援拠点設置箇所数	1 箇所	○ 令和5年度末において圏域での地域生活支援拠点設置箇所数
【目標値】 地域生活支援拠点にかかる運用状況の検証及び検討の会議回数	2 回	○ 令和5年度において地域生活支援拠点にかかる運用状況の検証及び検討の会議回数（圏域可）

② 基幹相談支援センターの設置

- ・ 相談支援体制の充実・強化を図るために、市内における相談支援の中核的な役割として、市内相談支援事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成、地域移行・地域定着の推進、権利擁護・虐待防止に必要な支援をする体制を確保します。

③ 施設整備等の促進

- ・ 介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れ体制の確保、地域移行や親元からの自立等にあたっての一人暮らしの体験の機会や場を確保するために、短期入所やグループホーム等にかかる整備事業に対し補助金の交付を行い、施設整備の促進を行います。

④ 孤立化防止の推進（市独自事業）

- ・ 高齢者と障害のある人で構成される世帯、障害のある人の単独世帯等、特に支援が必要と思われる世帯について調査を行い、障害のある人本人だけでなく養護する家族の相談に応じることや、気軽に参加できるサロンへの参加案内や必要なサービスにつなげること等により支援を行います。また、特に支援・見守りが必要な世帯の情報を地域の支援者間で情報共有し、見守り、訪問活動を促進します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度中の一般就労への移行者数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型の一般就労への移行実績はそれぞれ令和元年度の1.30倍以上、1.26倍以上及び1.23倍以上
- ・ 令和5年度において、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者が7割以上
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

市の成果目標

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。さらに、障害のある人の就労定着も重要であることから、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人が就労の継続を図るために利用する就労定着支援事業の利用者数や事業所の就労定着率の目標値を設定します。

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	内容
令和元年度の一般就労移行者数（A）	17 人	○ 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数（B）	22 人 129 %	○ 令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数（割合については一般就労移行者数（B）を（A）で除したものの）

② 就労移行支援事業、就労継続支援事業の一般就労への移行

項目	数値	内容
令和元年度末の 就労移行支援事業利用者数	59 人	○ 令和元年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
令和元年度末における就労移行支援事業 利用者数の一般就労移行実績数	8 人	○ 令和元年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労移行支援事業 利用者数の一般就労移行実績数	11 人	○ 令和5年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数
令和元年度末の 就労継続支援A型事業利用者	61 人	○ 令和元年度末において就労継続支援A型事業を利用した者の数
令和元年度末における就労継続支援A 型事業利用者数の一般就労移行実績数	3 人	○ 令和元年度末において就労継続支援A型事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労継続支援A 型事業利用者数の一般就労移行実績利 用者数	4 人	○ 令和5年度末において就労継続支援A型事業を利用し、一般就労する者の数

項目	数値	内容
令和元年度末の就労継続支援B型事業利用者数	314 人	○ 令和元年度末において就労継続支援B型事業を利用した者の数
令和元年度末における就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行実績数	4 人	○ 令和元年度末において就労継続支援B型事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行実績数	5 人	○ 令和5年度末において就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する者の数

③ 就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうちの就労定着支援事業利用率

項目	数値	内容
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じ一般就労する移行者数 (A)	22 人	○ 令和5年度末において就労移行支援事業等を利用し一般就労する者の数
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用している者数 (B)	16 人	○ 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用している者が7割以上(割合については(B)から令和元年度の一般就労移行者数を除したもの)
	73 %	

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	内容
令和元年度における就労定着支援事業数	5 箇所	○ 令和元年度末において就労定着支援事業利用者が利用する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末における就労定着支援事業数 (A)	6 箇所	○ 令和5年度末において就労定着支援事業利用者が利用する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末において就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所数 (B)	5 箇所	○ 令和5年度末において就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の数が全体の7割以上(割合については(B)から令和元年度の一般就労移行者数を除したもの)
	83 %	

【その他】一般就労に向け市が行う取組について

上記の目標以外にも、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施も進めていきます。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置（圏域での設置も可）
- ・ 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保（圏域での確保も可）
- ・ 令和5年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。

市の成果目標

- 障害のある子どもを対象とするサービス提供体制等の整備について、以下のとおり目標値を設定します。

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

項目	数値	内容
児童発達支援センター	1 箇所	○ 令和5年度末時点の児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援	4 箇所	○ 令和5年度末時点の保育所等訪問支援の事業所数

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	内容
児童発達支援	1 箇所	○ 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
放課後等デイサービス	3 箇所	○ 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

③ 医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。

- ・ 既存の協議会などを活用して、令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による協議の場を設置し、医療的ケア児等に関する現状と課題、支援ニーズ等を把握するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針に定める目標値】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

市の成果目標

- 相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して行う専門的な指導・助言件数や市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催回数などの目標値を設定します。また、市内相談支援事業所の件数や計画相談支援利用者数、自立支援協議会の開催回数などの目標を設定します。

① 基幹相談支援センターの機能強化

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度における指導・助言件数	240 件	○令和5年度における市内相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
【目標】 人材育成のための研修開催回数	2 回	○令和5年度における市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催回数

② 相談支援事業所の体制強化

項目	数値	内容
令和元年度末における市内相談支援事業所数	10 件	○令和元年度末における市内相談支援事業所数
【目標】 令和5年度末における市内相談支援事業所数	15 件	○令和5年度末における市内相談支援事業所数
令和元年度末における計画相談支援利用者数	922 人	○令和元年度末における計画相談支援利用者数
【目標】 令和5年度末における計画相談支援利用者数	1,086 人	○令和5年度末における計画相談支援利用者数

③ 地域自立支援協議会の活用

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度における地域自立支援協議会の開催回数	10 回	○令和5年度における地域自立支援協議会の開催回数

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標値】

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

市の成果目標

① 障害福祉サービス等に係る研修の活用

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末における県等が実施する研修への職員参加人数	1 人	○令和5年度末において県等が実施する研修への職員参加人数

② 障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数	1 回	○令和5年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数	1 回	○令和5年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数

8. 日常生活を支えるサービスの確保等

市の成果目標

- 第2次草津市障害者計画に掲げる施策の中で重点的に取り組むことについて、以下のとおり行います。

① 基幹相談支援センターの設置

- ・ 関係機関との連携の強化を図り、地域における総合的な相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

② 生活介護のサービス量の確保

- ・ 生活介護については、特別支援学校卒業後の進路先としてのニーズが高いことから、インクルーシブな社会環境づくりを進めるとともに、サービス量の確保を図ります。

③ グループホームの整備等の促進

- ・ グループホームについては、本人と家族の高齢化と相まって地域生活の場としてのニーズが高く、サービス量の確保が必要であるため、補助制度を活用したグループホームの整備や定員増等について、一層の促進を図ります。

④ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

- ・ 医療的ケアの必要な子どもに対して、関係機関と連携して、通所や訪問による支援の充実を図ります。

第3章：サービスの見込量と確保方策

1. 障害者総合支援法によるサービス

サービスの見込量と確保方策については、特別支援学校卒業後の進路希望や過年度の実績などを踏まえて設定します。

なお、見込量については、計画期間中においても、社会情勢の変化等によって、必要に応じ、見直しを行います。

(1) 自立支援給付

ア. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	所管課	障害福祉課
事業内容	介護が必要な人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行います。	

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	時間数/月	計画値	4,489	4,632	4,775	6,208	6,750	7,340
		実績値	5,190.7	5,534.8	5,657.8			
		達成率	116%	119%	118%			
	利用者数	計画値	307	315	323	383	408	434
		実績値	330	344	363			
		達成率						
居宅介護	時間数/月	計画値	2,784	2,844	2,904	4,162	4,579	5,037
		実績値	3,260.1	3,699.2	3,783			
		達成率	117%	130%	130%			
	利用者数	計画値	232	237	242	309	328	348
		実績値	261	274	291			
		達成率						
重度訪問介護	時間数/月	計画値	728	780	832	836	887	941
		実績値	877	788.5	788.5			
		達成率	120%	101%	95%			
	利用者数	計画値	14	15	16	13	14	15
		実績値	11	12	12			
		達成率						

(次ページに続く)

指標			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
行動援護	時間数/月	計画値	680	700	720	834	885	939
		実績値	727.5	705.3	744.5			
		達成率	107%	101%	103%			
	利用者数	計画値	34	35	36	40	43	46
		実績値	34	36	38			
同行援護	時間数/月	計画値	297	308	319	376	414	456
		実績値	326.1	341.8	341.8			
		達成率	110%	111%	107%			
	利用者数	計画値	27	28	29	23	24	25
		実績値	24	22	22			

※ 重度障害者等包括支援は実績がありません。

【現状の分析と今後の課題】

- 訪問系サービス全体としては、利用者数および利用時間数も毎年増加しています。増加の理由としては、訪問系サービスは日常生活全般にわたる援助ということもあり、障害のある人の数の増加と比例し、利用のニーズが増加する傾向があることが考えられます。今後も利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことが出来るようなサービス利用計画の作成、また、社会資源の確保に努める必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 今後も障害のある人の増加に伴い、サービス量の増加が見込まれるので、障害のある人のニーズに合ったサービスを提供できるよう、適切なサービス利用計画の作成、また、十分なサービスの量が提供できるよう、多様な事業者の参入を促進し、社会資源の確保に努めます。

イ. 日中活動系サービス

(1)生活介護	所管課	障害福祉課
---------	-----	-------

事業内容	常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。(※重症心身障害者通所施設を通園タイプとし、それ以外の通所施設を創作タイプとします。)
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	3,546 (198)	3,708 (162)	3,870 (162)	4,142 (235)	4,391 (249)	4,655 (264)
	実績値	3,457 (132)	3,685 (228)	3,907 (222)			
	達成率	97%	99%	101%			
利用者数	計画値	197 (11)	206 (9)	215 (9)	217 (9)	226 (9)	236 (10)
	実績値	198	200	208			
	通園タイプ利用者数	20(2)	23(3)	24(1)	29(5)	34(5)	38(4)

※第6期の計画からは国の指針に基づき、継続利用の方を除いた数値となっています。

※平成30年度から令和2年度の計画値()内は継続利用の方を除いた数値を表しています。

【現状の分析と今後の課題】

- 生活介護は、重度障害のある人にとっての日中の活動の場としてニーズが高いサービスであり、特別支援学校卒業生等の進路希望も多いことから、令和2年4月に生活介護事業所「かなえ」を開所しましたが、依然として、通園タイプの重症心身障害者通所施設、創作タイプの生活介護事業所のどちらについても社会資源が不足していることが課題となっています。

【見込量確保のための方策】

- 湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、新たな事業所の整備や増築等の促進を図るとともに、地域の現状やニーズ等を把握しながら、サービスの提供体制を確保し、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。

(2)療養介護	所管課	障害福祉課
---------	-----	-------

事業内容	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	330	360	390	480	510	540
	実績値	342	361	437			
	達成率	104%	100%	104%			
利用者数	計画値	11	12	13	16	17	18
	実績値	12	14	15			

【現状の分析と今後の課題】

- 療養介護は、病院等の施設において医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障害者が利用しているサービスであり、サービス提供事業所が県内に少なく、利用希望があるものの待機者がいる状況となっています。

【見込量確保のための方策】

- 療養介護利用希望の待機者は、本市だけでなく県内で発生している状況であるため、定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所に空きが出た際にスムーズに調整ができるように努めます。

(3)就労継続支援A型	所管課	障害福祉課
-------------	-----	-------

事業内容	企業等で働くこと(一般就労)が困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	684	720	756	1,312	1,440	1,568
	実績値	666	946	1,126			
	達成率	97%	131%	149%			
利用者数	計画値	38	40	42	82	90	98
	実績値	46	61	74			

【現状の分析と今後の課題】

- 就労継続支援A型は、市内のサービス提供事業所は2箇所となり、また近隣市に新たな事業所が開所され利用者が増加しており、今後も増加する見込みです。

【見込量確保のための方策】

- 湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や定員増等を促進すること等によりサービス量の確保を図ります。また、希望する人がサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。

(4) 就労継続支援B型	所管課	障害福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	企業等で働くこと(一般就労)が困難な人に対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	4,575 (0)	4,755 (180)	4,935 (180)	4,995 (449)	5,130 (135)	5,265 (135)
	実績値	4,548 (166)	4,456 (0)	4,546 (90)			
	達成率	99%	94%	92%			
利用者数	計画値	305 (0)	317 (12)	329 (12)	333 (9)	342 (9)	351 (9)
	実績値	308 (17)	314 (6)	324 (10)			

※第6期の計画からは国の指針に基づき、継続利用の方を除いた数値となっています。

※平成30年度から令和2年度の計画値()内は継続利用の方を除いた数値を表しています。

【現状の分析と今後の課題】

- 就労継続支援B型は、障害のある人にとっての就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業生や一般就労が困難な新規通所者の利用希望者が増えており、また、近隣市に新たな事業所が開所されていることから、利用者が増加しています。

【見込量確保のための方策】

- 特別支援学校の卒業生や日中活動の場が確保されていない障害のある人のニーズが高いことから、今後も利用者数の伸びが見込まれます。湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や増築等を促進すること等によりサービス量の確保を図るとともに、質の維持・向上に努めます。

(5)就労移行支援	所管課	障害福祉課
-----------	-----	-------

事業内容	企業等で働くこと(一般就労)を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	550	560	570	610	630	650
	実績値	537	535	573			
	達成率	98%	96%	101%			
利用者数	計画値	55	56	57	61	63	65
	実績値	58	59	59			

【現状の分析と今後の課題】

- 就労移行支援は、利用期間が2年間と定められていることから、利用者は期間終了後、一般就労や就労継続支援等に移行しますが、新規利用の希望者も同数程度いることから利用者数は大きく変化していません。

【見込量確保のための方策】

- 湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や定員増等を促進すること等によりサービス量の確保を図ります。

(6)就労定着支援	所管課	障害福祉課
-----------	-----	-------

事業内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	3	3	3	48	58	68
	実績値	18	28	38			
利用者の就労定着率	計画値				80%	80%	80%
	実績値						

【現状の分析と今後の課題】

- 平成30年度より新たに創設されたサービスですが、計画値を大きく上回る実績となりました。就労を継続する上で生じた悩み事や課題における相談のニーズが高いことが考えられることから、今後も就労者数の増加に伴い、利用者数が増加する見込みです。

【見込量確保のための方策】

- 今後も一般就労移行者の就労の継続を図るため、サービス提供事業所と連携し、さらなるサービスの利用促進および就労定着支援事業所における就労定着率の増加を図ります。

(7) 自立訓練(機能訓練)	所管課	障害福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間において身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	36	36	36	16	24	32
	実績値	35	5	5			
	達成率	97%	14%	14%			
利用者数	計画値	4	4	4	2	3	4
	実績値	4	1	1			

【現状の分析と今後の課題】

- 機能訓練は、市内にサービス提供事業所が少なく、またサービス利用期間も原則1年半と限定されており、新規の利用者が少なくなったことから減少傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

- 訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。

(8) 自立訓練(生活訓練)	所管課	障害福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間において生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	260	260	260	260	260	260
	実績値	265	234	286			
	達成率	102%	90%	110%			
利用者数	計画値	26	26	26	26	26	26
	実績値	30	24	26			

【現状の分析と今後の課題】

- 生活訓練は、近年において利用者数は一定であり、市外の事業所では、精神障害のある人の退院後の利用がみられます。

【見込量確保のための方策】

- 訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。

(9)短期入所(ショートステイ)	所管課	障害福祉課
------------------	-----	-------

事業内容	介護を行う人の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設等において必要な介護等の支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	309	315	321	301	311	321
	実績値	305	283	292			
	達成率	99%	90%	91%			
利用者数	計画値	103	105	107	135	142	150
	実績値	111	121	128			

【現状の分析と今後の課題】

- 短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに利用するサービスですが、近年、地域生活へ向けての事前準備のための特別支援学校在学中の生徒の体験、家族のレスパイト、本人の地域生活疲れや健康管理・維持などの利用ニーズが非常に高いものの、湖南福祉圏域内のサービス提供事業所が少ないため、ニーズに対応できない状況があります。

【見込量確保のための方策】

- 今後も、特別支援学校在学中の生徒の新規利用が見込まれ、利用者は毎年増加していくものと考えられることから、湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、新規事業所立ち上げの促進を図り、サービス量の確保に努めます。

ウ. 居住支援系サービス

(1) 自立生活援助	所管課	障害福祉課
------------	-----	-------

事業内容	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	1	1	1	5	5	5
	実績値	2	3	3			

【現状の分析と今後の課題】

○平成30年度より新たに創設されたサービスですが、計画値を上回る実績となっており、居宅における自立した日常生活を営む上で生じる問題等についての相談や定期的な居宅訪問等、支援ニーズがあることから、今後もサービスの利用促進を図ります。

【見込量確保のための方策】

○障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、今後もサービス提供事業所との連携強化を図り、さらなるサービスの利用促進を図ります。

(2) 共同生活援助(グループホーム)	所管課	障害福祉課
---------------------	-----	-------

事業内容	障害のある人に対し、地域の共同生活の場で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	月数/年	計画値	860	900	950	1,027	1,089	1,155
		実績値	861	913	968			
	利用者数	計画値	86	90	95	110	118	127
		実績値	86	95	102			
		達成率	100%	106%	107%			

【現状の分析と今後の課題】

- グループホームの整備促進のため市独自の補助制度を実施しています。グループホームは、地域生活の場としてのニーズが高い反面、社会資源が少ない状況があり、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、サービス提供基盤のさらなる確保が必要です。また、重度障害のある人に対応できる施設整備が課題となっています。

【見込量確保のための方策】

- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需見が見込まれます。今後も引き続き湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、市が独自でグループホームに特化した施設整備補助制度を設け、整備促進を図っていきます。また、重度障害のある人に対応したグループホームの整備促進のため、湖南地域障害児・者サービス調整会議等において対応策の検討を進めます。

(3)施設入所支援	所管課	障害福祉課
-----------	-----	-------

事業内容	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護や自立訓練等のサービスを利用して いる人に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月数/年	計画値	660 (77)	660 (0)	649 (0)	656 (12)	656 (12)	644 (0)
	実績値	697 (6)	656 (0)	656 (0)			
利用者数	計画値	60 (7)	60 (0)	59 (0)	61 (1)	61 (1)	60 (0)
	実績値	64 (3)	60 (0)	61 (1)			
	達成数	4	0	2			

※第6期の計画からは国の指針に基づき、継続利用の方を除いた数値となっています。

※平成30年度から令和2年度の計画値（ ）内は継続利用の方を除いた数値を表しています。

※達成数は、計画値に対する削減数となっています。

※利用者数は、県外施設や入所期間が有期である施設に入所している人も含まれています。

【現状の分析と今後の課題】

- 施設入所支援は、重度障害のある人の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスですが、湖南福祉圏域内の入所施設では定員を超える利用があり、施設入所の必要な障害のある人の利用が難しい状況です。施設から地域生活の移行については、施設入所者の高齢化や障害の重度化等の理由により厳しい状況であり、移行が進んでいない状況です。施設入所者の地域生活への移行促進や、在宅生活の継続が困難な人を受け入れる住まいの場の確保を図るため、グループホームの整備促進を図る必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。また、地域での生活が困難となった人がサービスを受けられるよう、グループホームの整備促進を図るとともに、市外、県外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。

エ. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援	所管課	障害福祉課
------------	-----	-------

事業内容	障害福祉サービスおよび地域相談支援を利用するすべての障害者を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用者数	計画値	875	915	955	876	915	964	
	実績値	774	798	837				
	達成率	88%	87%	88%				
箇所数	(市内)	計画値	8	8	7	13	14	15
		実績値	9	10	12			
	(圏域)	計画値	28	28	28	34	35	36
		実績値	29	31	33			

※平成30年度から令和2年度の利用者数の計画値には、セルフプランの利用者も入っておりますが、実績値については、セルフプランの利用者を抜いた数値となっております。それに伴い、令和3年度からの計画値については、セルフプランの利用者は抜いた数値としております。

【現状の分析と今後の課題】

- 計画相談支援は、圏域を含めて市内の相談体制はニーズに対して飽和状態にあり、さらなる相談支援体制の強化や育成が課題であり、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保が求められています。基幹相談支援コーディネーターの委託業務の1つとして社会資源の開発、強化に関することを盛り込む等、地域の相談支援体制の強化について取り組みます。

【見込量確保のための方策】

- 基幹相談支援コーディネーターの委託業務の1つとして社会資源の開発、強化に関することを盛り込み、新規相談支援事業所の開拓を行います。また、特定相談支援事業所補助金の要件や補助額を改定し、特定相談支援事業所への補助強化や計画を自身で作成するセルフプランの削減を図るとともに、自立支援協議会の相談部会等において、特定相談支援事業所の現状やニーズの把握に努め、サービスの向上を図ります。

(2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	所管課	障害福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	<p>○【地域移行支援】 障害者支援施設等の入所者または精神科病院に入院中の人を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。</p> <p>○【地域定着支援】 退所後・退院後の地域生活を支援するため、居宅において単身で生活している障害のある人、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人を対象とし、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行います。</p>
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
	箇所数	(市内)	計画値	3	3	3	3	3
			実績値	3	3	3		
		(圏域)	計画値	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
地域定着支援	利用者数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1			
		達成率	50%	50%	50%			
	箇所数	(市内)	計画値	3	3	3	3	3
			実績値	3	3	3		
		(圏域)	計画値	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			

【現状の分析と今後の課題】

○障害者支援施設等または精神科病院から地域における生活に移行し、その後安定した生活を送るためには、その活動に関する相談等のサポートが必須であることから、施設・医療機関や相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図りながら、支援を必要とする対象者に対して、適切にサービスを提供することが求められています。

【見込量確保のための方策】

○ 施設入所者、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するため、市、病院、サービス提供事業所等の関係機関のさらなる連携強化により、利用促進を図るとともに、事業所の開設などの社会資源の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業

ア. 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(1)理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	所管課	障害福祉課
--------------------------	-----	-------

事業内容	理解促進・研修啓発事業として、障害のある人が日常生活や社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。また、自発的活動支援事業として障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	実施数	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	3	3	3			
		達成率	100%	100%	100%			
自発的活動支援事業	利用者数	計画値	9	9	9	9	9	9
		実績値	8	8	8			
		達成率	89%	89%	89%			

【現状の分析と今後の課題】

- 理解促進・研修啓発事業では、草津市障害児（者）自立支援協議会との共催や精神障害者家族会への委託による講演会を開催するとともに、広報紙やホームページに記事を掲載するなどし、障害者理解の啓発を行っています。また、自発的活動支援事業では、障害者団体の活動を支援するための補助を行っています。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、草津市障害児（者）自立支援協議会との共催や精神障害者家族会への委託による講演会を開催するとともに、広報紙やホームページに記事を掲載するなどし、障害者理解の啓発を行います。また、団体が自発的に行う活動を支援します。

(2) 孤立化防止対策事業	所管課	障害福祉課
---------------	-----	-------

事業内容	高齢の人と障害のある人で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう孤立化防止対策事業を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
孤立化防止対策事業	訪問件数	計画値	—	—	—	29	32	35
		実績値	16(1)	19(4)	26(8)			
		達成率	—	—	—			

※ () 内は新規件数となっています。

【現状の分析と今後の課題】

- 高齢の人と障害のある人で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図るとともに、孤立化防止対策事業を障害者団体に委託し、障害者世帯の調査や養護者等のサロンを実施しています。

【見込量確保のための方策】

- 孤立化防止対策事業として、孤立化が懸念される障害のある人のいる世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。

イ. 相談支援事業

障害者相談支援事業、 基幹相談支援センター等機能強化事業、 住宅入居等支援事業	所管課	障害福祉課
---	-----	-------

事業内容	<p>○【障害者相談支援事業】 障害のある人が障害の種別にかかわらず、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人とその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および支援を行うとともに、相談支援にかかる関係機関との連絡調整、地域連携システム(ネットワーク)を構築するための会議を開催し、障害のある人の自立と地域生活を支援します。</p> <p>○【基幹相談支援センター等機能強化事業】 他の相談支援事業者や関係機関に対する指導および助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応ならびに地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の整備推進を実施します。</p> <p>○【住宅入居等支援事業】一般住宅への入居に困難を抱えている障害のある人に対して、入居に必要なサポート、24時間の相談体制および関係機関との連絡調整などの支援を実施します。</p>
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者 相談支援 事業	実施箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
	相談件数	計画値	38,148	38,529	38,914	30,730	31,037	31,347
		実績値	33,785	31,367	30,426			
		達成率	89%	81%	78%			
地域 自立支援 協議会	実施箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
	開催回数	計画値	10	10	10	10	10	10
		実績値	10	9	8			
		達成率	100%	90%	80%			
基幹 相談支援 センター等 機能強化 事業	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		達成率	100%	100%	100%			
	指導・ 助言件数	計画値				120	240	240
		実績値						
	人材育成研修 開催回数	計画値				2	2	2
		実績値						
住宅入居等 支援事業	実施箇所数	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			

【現状の分析と今後の課題】

- 障害者相談支援事業は、市立障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センター「風」に委託して実施しています。今後も地域の実情に応じて適切な相談支援が実施できる体制の構築や、相談支援機能の強化を図り、障害者の自立と地域生活を支援します。
- 地域自立支援協議会は、市では草津市障害児（者）自立支援協議会を、圏域では湖南地域障害児・者サービス調整会議を開催しています。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、他の相談支援事業者や関係機関に対する指導および助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応として市で実施していますが、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、地域移行支援や地域定着支援が地域相談支援給付として障害者総合支援法上のサービスとして位置づけられていることから、これらのサービスを活用し支援しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者相談支援事業では、様々な障害のある人のニーズに対応するため、市立障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センター「風」で障害のある人やその関係者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、障害のある人の自立と地域生活を支援します。また、相談実績等を見極めながら、今後の相談支援体制の強化を図ります。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を開催し、地域の問題解決のための協議を行います。基幹相談支援センターの設置については、圏域の相談支援事業所の状況等も踏まえながら検討します。
- 住宅入居等支援事業については、地域移行支援や地域定着支援といった障害者総合支援法上のサービスを活用し、地域における生活に移行するための活動に関する相談や緊急時の支援等の必要な支援を行います。

ウ. 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業、 成年後見制度法人後見支援事業	所管課	障害福祉課
---------------------------------	-----	-------

事業内容	<p>○【成年後見制度利用支援事業】 後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障害のある人に対し、申立てに要する経費および後見人等の報酬を助成し、障害のある人の権利擁護を図ります。</p> <p>○【成年後見制度法人後見支援事業】 <u>法人後見実施のための研修や法人後見事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動を支援・推進することで、障害のある人のより一層の権利擁護を図ります。</u> (※法人後見の実施箇所ではなく、法人後見を支援する事業を指します。)</p>
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	11	12	13	25	28	31
		実績値	19	21	23			
		達成率	172%	175%	177%			
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			

【現状の分析と今後の課題】

- 金銭管理、契約手続等に支援が必要な知的障害のある人および精神障害のある人の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度利用促進事業を成年後見センター「もだま」に湖南福祉圏域の4市で委託し、相談・申立支援、関係機関との連携、啓発等の業務を実施するなどし、必要な支援を行っています。
- 成年後見制度法人後見支援事業の実績は無く、圏域内で法人後見を実施している事業所は1事業所しかない状況です。成年後見制度の利用者数は増加傾向にありますが、受け手が不足している状況のため、法人後見実施事業所の掘り起こしや育成が課題です。

【見込量確保のための方策】

- 申立てに要する経費および後見人等の報酬を助成し、金銭管理、契約手続等に支援が必要な知的障害のある人および精神障害のある人の成年後見制度の利用促進、必要な支援を行うことで、障害のある人の権利の擁護を図ります。
- 国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。
- 様々な事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用を促進するため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置し、既存の取組みの充実や新たな機能の整備について、段階的・計画的に取り組みます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、先進地における事業実施状況の情報収集や滋賀県下の動向等を鑑みながら、事業実施について検討していきます。

エ. 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	所管課	障害福祉課
----------------------	-----	-------

事業内容	手話通訳者および要約筆記者等を派遣し、聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保を図ります。また、聴覚障害のある人との交流活動の促進、日常生活程度の技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を開催します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	計画値	60	60	60	65	65	65
		実績値	68	65	65			
		達成率	113%	108%	108%			
	利用件数	計画値	500	500	500	600	600	600
		実績値	549	584	554			
		達成率	110%	116%	110%			
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	2	2			
		達成率	50%	100%	100%			
手話奉仕員養成講座事業	修了見込者数(登録見込者数)	計画値	25	25	25	25	25	25
		実績値	23	21	25			
		達成率	92%	84%	100%			

※手話奉仕員養成講座については平成26年度から1年毎の前期・後期に分け、2年間受講した者だけが修了者となります。

【現状の分析と今後の課題】

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の利用者数は一定数で推移していますが、市に登録している手話通訳者が少ないため、手話通訳者の確保が課題となっていますが、手話通訳者設置数は2名を確保できました。手話奉仕員養成講座については定期的に開催するとともに、レベルアップを目的とした学習会を市独自で実施し、手話通訳者の養成に努めています。

【見込量確保のための方策】

- 今後も聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保や交流活動の促進を図っていくために、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の利用者数や手話通訳者設置数の確保、また、利用者手話奉仕員養成講座やレベルアップを目的とした学習会を継続実施し、手話通訳者の養成を図ります。

オ. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業	所管課	障害福祉課
-------------	-----	-------

事業内容	障害のある人の日常生活の便宜を図るため、障害の種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	給付件数	計画値	2,785	2,944	3,111	2,822	2,830	2,838
		実績値	2,742	2,864	2,814			
		達成率	98%	97%	90%			
介護・訓練支援用具	給付件数	計画値	7	8	9	15	16	17
		実績値	13	17	14			
自立生活支援用具	給付件数	計画値	37	39	41	21	22	23
		実績値	15	22	20			
在宅療養等支援用具	給付件数	計画値	32	34	36	26	28	30
		実績値	19	27	24			
情報・意思疎通支援用具	給付件数	計画値	29	30	31	25	26	27
		実績値	26	23	24			
排泄管理支援用具	給付件数	計画値	2,678	2,831	2,992	2,731	2,734	2,737
		実績値	2,668	2,773	2,730			
居住生活動作補助用具	給付件数	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	1	2	2			

【現状の分析と今後の課題】

- 日常生活用具の給付対象者は65歳以上の方が約半分を占めているので、今後高齢化に伴い、より一層の増加が見込まれます。

【見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズや日常生活用具業者等の意見を踏まえ、障害の種別と程度に応じて適切な日常生活用具を給付します。また、日常生活用具を必要とする人に給付できるよう、引き続き制度の周知を行うことで、利用促進を図ります。

カ. 移動支援事業

移動支援事業	所管課	障害福祉課
--------	-----	-------

事業内容	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を実施します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	延べ利用時間	計画値	21,210	23,562	26,160	25,630	27,664	29,859
		実績値	21,518	22,004	23,747			
		達成率	101%	93%	91%			
	利用者数	計画値	267	297	330	289	309	331
		実績値	242	253	270			
	実施箇所数	計画値	55	57	59	77	83	91
実績値		64	65	71				
個別支援	延べ利用時間	計画値	20,336	22,550	25,010	25,623	27,285	29,468
		実績値	20,763	21,658	23,391			
		達成率	102%	96%	94%			
	利用者数	計画値	248	275	305	262	278	295
		実績値	218	233	247			
	実施箇所数	計画値	35	36	37	50	54	59
実績値		42	42	46				
グループ支援	延べ利用時間	計画値	874	1,012	1,150	367	379	391
		実績値	755	346	356			
		達成率	86%	34%	31%			
	利用者数	計画値	19	22	25	27	31	36
		実績値	24	20	23			
	実施箇所数	計画値	20	21	22	27	29	32
実績値		22	23	25				

【現状の分析と今後の課題】

○グループ支援については大きな減少が見られましたが、障害のある人の数の増加に伴い、延べ利用時間・実利用者数ともに増加しています。今後も特別支援学校の生徒等の新規利用、施設入所者や入院者の地域への移行が進むことに伴い、訪問系サービスと同様に利用増が見込まれます。引き続き、利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行いサービスの質の向上および量の拡充が求められています。

【見込量確保のための方策】

○利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。また、今後増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めたいうで、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

キ. 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業	所管課	障害福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害のある人に対する創作活動、生産活動などの基礎的事業を行うとともに、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整や機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	実施箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
機能強化事業(市内)	利用者数	計画値	868	880	892	747	770	794
		実績値	765	740	725			
		達成率	88%	84%	81%			
	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		達成率	100%	100%	100%			
機能強化事業(市外)	利用者数	計画値	70	72	74	89	90	91
		実績値	75	87	88			
		達成率	107%	121%	119%			
	実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		達成率	100%	100%	100%			

【現状の分析と今後の課題】

- 地域活動支援センターとしては、指定管理者として業務委託している市立障害者福祉センターと湖南福祉圏域で業務委託している市外の精神障害者地域生活支援センター「風」があり相談支援を行っています。計画相談の普及により市立障害者福祉センターでの相談件数は減少していますが、障害のある人の数の増加により今後は相談件数の増加が見込まれます。また、市立障害者福祉センターでは、機能訓練や社会適応訓練の他に、医療的ケアや常時介護を要する重症心身障害者の受入れも可能な入浴のできるデイサービス等を実施しています。

【見込量確保のための方策】

- 市立障害者福祉センターと精神障害者地域生活支援センター「風」において、障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための相談支援や訓練等を行うとともに、支援体制の強化に努めます。

ク. その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業	所管課	障害福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	在宅で生活する身体障害のある人で、単独での入浴が困難な人の家庭を訪問し入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	達成率	100%	100%	100%			
利用回数	計画値	272	272	272	272	272	272
	実績値	126	186	188			
	達成率	46%	68%	69%			
利用者数	計画値	6	6	6	6	6	6
	実績値	4	5	5			
	達成率	67%	83%	83%			

【現状の分析と今後の課題】

- 利用回数および利用者数について計画値を下回りましたが、それぞれ前年度から増加しており、訪問入浴を必要とする方に不足なくサービスの提供を行うことができました。

【見込量確保のための方策】

- 必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知を図るとともに、委託業者と連携しサービスの質の維持・向上に努めます。

(2) 日中一時支援事業	所管課	障害福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、日中における活動の場を確保し、また、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	計画値	7,920	8,040	8,160	12,250	12,600	12,950
	実績値	8,775	11,176	11,900			
	達成率	110%	139%	146%			
利用者数	計画値	132	134	136	175	180	185
	実績値	165	160	170			
実施箇所数	計画値	39	40	41	51	53	55
	実績値	38	45	49			

【現状の分析と今後の課題】

- 実績値においてほぼ全ての項目で前年度を上回っておりますが、利用回数については大幅に増加しており、利用者のニーズが高まっていることが伺えます。実施箇所数は増えているものの、今後も利用ニーズが高まることが予想されるため、新たな社会資源の開拓が課題です。

【見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズの把握や事業者等の意見聴取、また、湖南圏域全体で協議を行い、既存の障害福祉サービス事業所等に対して、新規事業所立ち上げの促進を図ります。

(3) 社会参加促進事業	所管課	障害福祉課、広報課
--------------	-----	-----------

事業内容	障害者スポーツ大会や点字・声の広報等発行事業の実施により、障害のある人の自立と社会参加を促進します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者スポーツ大会事業	参加者数	計画値	625	625	625	625	625	625
		実績値	613	578	0			
		達成率	98%	92%	0%			
点字・声の広報等発行事業	発行回数	計画値	24	24	24	24	24	24
		実績値	24	24	24			
		達成率	100%	100%	100%			

【現状の分析と今後の課題】

- 障害者スポーツ大会については、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催はされませんでした。毎年一定の参加者が見込まれるため、今後も事業の継続が求められています。点字・声の広報等発行事業についても、視覚障害のある人等への市政情報の伝達手段として今後も必要です。

【見込量確保のための方策】

- 障害者スポーツ大会については、幅広い層の参加が得られるよう周知を図ります。点字・声の広報等発行事業については、引き続き適切な情報提供ができるよう努めます。

2. 児童福祉法によるサービス

サービスの見込量と確保方策については、過年度の実績などを踏まえて設定します。

(1)児童発達支援	所管課	発達支援センター
-----------	-----	----------

事業内容	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の習得の支援、集団生活への適応訓練等を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	642	642	642	1,154	1,374	1,588
	実績値	579	716	934			
	達成率	90%	112%	145%			
利用者数	計画値	67	68	69	189	225	260
	実績値	81	117	153			

【現状の分析と今後の課題】

- 児童発達支援事業所が増加しており、在宅児だけでなく、保育所や認定こども園に在籍する子どもの利用ニーズが高まっているため、延べ利用日数と利用者数が増加しています。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児に対しても身近な市内の事業所において通所支援を提供しています。
- セルフプランでサービスを利用する保護者に対しても、必要に応じて相談機関がサービスの利用状況や子どもの発達について相談支援が求められます。

【見込量確保のための方策】

- 今後も利用者数の増加が見込まれることから、市内外の事業所の利用につなげて見込量の確保を図ります。また、児童発達支援事業所や市関係課、保育所等の関係機関が連携し、質の高い発達支援が提供できるように取り組みます。

(2) 医療型児童発達支援	所管課	発達支援センター
---------------	-----	----------

事業内容	上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対し、児童発達支援および治療を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	34	34	34	25	25	30
	実績値	38	21	25			
	達成率	112%	62%	74%			
利用者数	計画値	5	5	5	5	5	6
	実績値	5	4	5			

【現状の分析と今後の課題】

- 滋賀県立小児保健医療センター療育部がサービスを提供しており、利用者数はこれまで同程度の人数で推移しています。医療型児童発達支援を利用しながら、重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所にも通所している子どももいます。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、市関係課や相談機関と連携しながら、サービスの利用が必要な子どもに対してスムーズに支援が提供できるように取り組みます。

(3)放課後等デイサービス	所管課	発達支援センター
---------------	-----	----------

事業内容	就学している障害のある子どもに対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会交流を促進する活動等を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	3,047	3,531	4,015	5,028	5,602	6,177
	実績値	3,489	3,842	4,453			
	達成率	115%	109%	111%			
利用者数	計画値	277	321	365	385	429	473
	実績値	268	297	341			

【現状の分析と今後の課題】

- 延べ利用日数と利用者数ともに増加傾向となり、今後も利用者の増加が見込まれます。重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所も増え、障害の重い子どもに対する通所支援の充実に取り組みました。
- 事業所に対して研修会を開催するとともに、必要に応じて学校や相談支援事業所等とケース会議を実施し、質の高いサービスの提供を図るとともに関係機関と連携しながら支援しました。

【見込量確保のための方策】

- 事業所説明会等を通して制度や事業所の情報提供を行い、サービスの周知を図りながら見込み量の確保を図ります。また、研修会や学校等の関係機関と連携を進め、質の高いサービスを提供できるように取り組みます。

(4) 保育所等訪問支援	所管課	発達支援センター
--------------	-----	----------

事業内容	保育所等の施設に通う障害のある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	13	14	14	14	16	16
	実績値	9	13	14			
	達成率	69%	93%	100%			
利用者数	計画値	20	21	22	23	26	26
	実績値	15	20	23			

【現状の分析と今後の課題】

- 保育所、認定こども園等の就学前施設や地域の小学校に対してサービスを提供し、障害のある子どもが安心して生活や遊び、学習等の集団活動に参加できるように支援を行いました。
- 発達支援センターだけでなく、民間事業所がスムーズにサービスを提供できるように保育所や学校等に制度や事業所の周知を進めました。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、保育所等訪問支援事業所がスムーズにサービスを提供できるように保育所や学校等の施設と連携し、制度の周知や必要な調整を進めていきます。

(5)居宅訪問型児童発達支援	所管課	発達支援センター
----------------	-----	----------

事業内容	通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児などの子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月	計画値	12	12	12	2	2	3
	実績値	1	1	1			
	達成率	8%	8%	8%			
利用者数	計画値	6	6	6	2	2	3
	実績値	1	1	1			

【現状の分析と今後の課題】

- 平成30年度に創設させたサービスで、市内には発達支援センターと民間事業所1か所が事業所指定を受けています。感染症のリスクが高い子どもや重い障害のために通所支援の利用が困難な子どもに対して、自宅に訪問して療育を行い、健康状態など子どもの成長に応じて、その後に通所支援につないでいきます。
- 実績値が計画値を下回っており、サービスの利用が必要な子どもがスムーズに支援を受けることができるように関係機関への制度の周知ならびに連携を進める必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 病院から退院して在宅生活へ移行した子どもについて、関係課と連携しながら居宅訪問型児童発達支援の利用ニーズを把握し、支援につなげていきます。

(6)障害児相談支援	所管課	発達支援センター
------------	-----	----------

事業内容	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	375	421	467	386	430	474
	実績値	266	298	342			
	達成率	71%	71%	73%			

※令和2年度の実績見込値および令和3年度から令和5年度の計画値は、障害児相談支援の支給決定者数としています。

【現状の分析と今後の課題】

- 障害児相談支援事業所が不足していることから、計画値に対して実績値が下回っています。
- 発達に支援が必要な子どもの状態像や支援ニーズが多様化していることから、相談員には高い専門性と関係機関とのネットワークが求められ、研修会の充実や他機関との連携を進める必要があります。
- 一人ひとりの子どもの支援ニーズを明らかにし、有効なサービスの利用につなげるためにもセルフプラン作成者への助言や地域に障害児相談支援事業所の新規開設を進める必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援の利用者が増加している一方で、障害児相談支援事業所が不足していることから、障害児相談支援事業所への補助制度を創設し、新規事業所の開設を行うとともに障害児支援利用計画を作成する相談員の増員を進めます。
- セルフプラン作成者に対しては、発達支援センターで専門的な相談助言を行い、必要に応じてサービス提供事業所との連携を図ります。

(7) 医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	所管課	発達支援センター
----------------------------	-----	----------

事業内容	医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児に対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第1期			第2期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

【現状の分析と今後の課題】

- 医療的ケア児等に対するコーディネーターについては、研修会の参加には至りませんでした。発達支援センターに相談員を配置して医療的ケア等が必要な子どもと保護者に対して、相談支援やサービス利用にかかる調整等を行いました。
- 草津市障害児（者）自立支援協議会の子ども支援部会において医療的ケア等が必要な子どもの支援のための協議を開催し、医療的ケア児等の実態把握やニーズ調査を行いました。今後も関係機関と協議を継続していきます。

【見込量確保のための方策】

- 医療的ケア等が必要な子どもと保護者への相談支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を進めるため相談員を配置するとともに、コーディネーターにかかる研修会の参加を進めます。

3. 法定外のサービス

サービスの見込量と確保方策については、過年度の実績などを踏まえて設定します。

(1) 社会的事業所・滋賀型地域活動支援センター	所管課	障害福祉課
事業内容	○ 社会的事業所・滋賀型地域活動支援センターは滋賀県独自の事業であり、滋賀県と本市が補助を行います。社会的事業所は、作業能力があるものの一般企業に就労できない人を対象としており、滋賀型地域活動支援センターは、難病患者や薬物依存症、引きこもりの人を対象としており、いずれも日中活動の場を提供する事業所です。	

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会的 事業所	日数/年	計画値	240	240	240	240	240	240
		実績値	222	225	240			
		達成率	93%	94%	100%			
	利用者数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
滋賀型 地域活動 支援 センター	日数/年	計画値	240	240	240	240	240	240
		実績値	50	43	140			
		達成率	21%	18%	58%			
	利用者数	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現状の分析と今後の課題】

- 社会的事業所・滋賀型地域活動センターは、県内事業所数が少なく、いずれも利用実績は横ばいの傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

- 現在のところ事業所数が少なく利用者数の増加は見込めませんが、現在利用している人が引き続きサービス利用できるよう体制の確保に努めます。

第4章：計画の推進

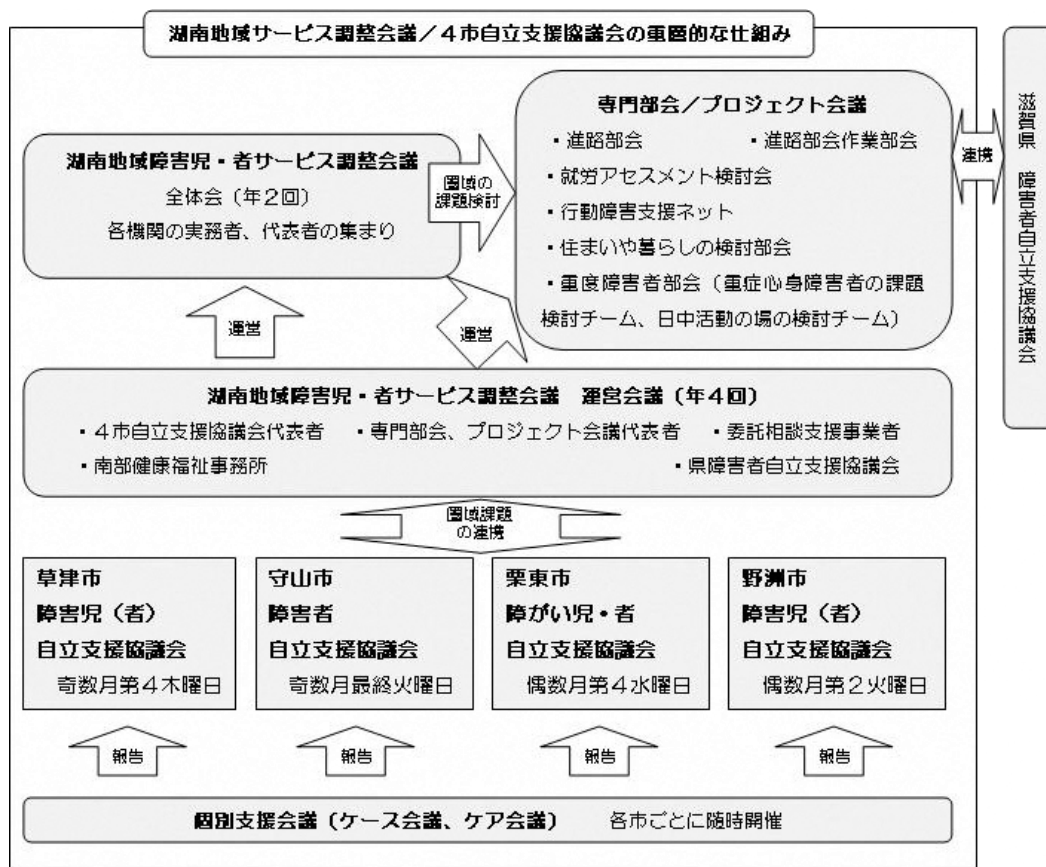
令和5年度を目標年度とする数値目標（成果目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の見込量（活動指標）確保が達成されるよう、次により着実に推進します。

（1）達成状況の点検および評価

本計画の着実な推進を図るため、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。そのため、成果目標および活動指標について、年1回はその進捗状況の分析・評価を行います。（PDC Aサイクルによる進行管理）

（2）自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等で障害のある人のニーズを総合的に捉え、問題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。



(3) 国県との連携等

本計画の円滑な推進にあたっては、国および県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、国・県・近隣市との連携に努めます。また、制度などに関する問題点や市で対応できない課題については、国や県へ改善を要望します。